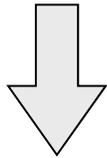


準工業地域に対する立地制限

都市計画法、建築基準法等の改正

大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3つの用途地域において立地可能



地方都市の場合、大都市と比べて人口や都市活動の規模が相対的に小さい
→準工業地域に大規模集客施設が立地した場合に、中心市街地活性化への影響は大きい

中心市街地活性化基本方針・マニュアル

三大都市圏及び政令指定都市を除く地方都市においては、基本計画の内閣総理大臣による認定に際し、特別用途地区又は地区計画の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限していることを条件とする。

(三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用)

マニュアルにおいて、改正都市計画法の全面施行(平成18年5月31日の公布から1年6月以内で政令で定める日)までの期間においては、以下のとおり運用

→準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について

- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針等への位置付けられている
- ・それらの案がパブリックコメント等にかけて、改定の手続が行われている
- ・都市計画審議会への報告・公表が行われている

等をもって、認定を受けることが可能。

(ただし、認定後はできるだけ早く都市計画決定及び必要な条例整備が必要。)